

国会公契第 1 1 号
国官技第 2 2 0 号
国北予第 1 4 号
国営計第 1 0 1 号
令和 8 年 9 月 2 日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 地 理 院 長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「一般競争入札方式の手続について」等の一部改正について
(資本関係又は人的関係)

国土交通省直轄工事における競争参加資格については、「一般競争入札方式の手続について」(令和 5 年 12 月 27 日付け国会公契第 22 号、国官技第 272 号、国営計第 130 号)等において資本関係又は人的関係がないことを要件として規定しており、入札から開札までの間に資本関係又は人的関係が形成された場合には、両者とも無効とする取扱いとしている。

一方、「競争契約入札心得について」(平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3170 号、国地契第 90 号、国北予第 35 号)第 4 条第 9 項において、入札後における入札書の引換え、変更又は取消しについて禁止されているため、入札後に生じた資本関係又は人的関係については、入札の公平性を損なわないものと整理でき、開札時における資本関係又は人的関係の確認は不要と整理することとした。

これを受けて、「一般競争入札方式の手続について」等の一部を下記のとおり改正し、令和 8 年 10 月 1 日以降に入札手続を開始する工事・建設コンサルタント業務等から適用することとしたので通知する。

記

(一般競争入札方式の手続についての一部改正)

- 1 「一般競争入札方式の手続について」(令和 5 年 12 月 27 日付け国会公契第 22 号、国官技第 272 号、国営計第 130 号)の一部を次のように改正する。

新	旧
15 入札の無効 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚	15 入札の無効 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚

偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨並びに地方整備局長等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、<u>入札時において3に掲げる資格のないもの及び開札の時に</u>において3に掲げる資格(ただし、3(1)⑩及び3(2)⑩を除く)のないものは競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。 <u>附 則 (令和8年9月2日)</u> <u>1. 本通達は、令和8年10月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。</u>	偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び地方整備局長等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて3に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。
--	--

- (工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等についての一部改正)
- 2 「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成27年3月6日付け国地契第91号)の一部を次のように改正する。

新	旧
4. 基準に該当する場合の取扱い (1) 一般競争入札 基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。<u>なお、入札書提出締切以降に基準に該当する事実が発生した場合、基準該当者が提出した入札書は無効とはならないものとする。</u> (2) 工事希望型競争入札 基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札と	4. 基準に該当する場合の取扱い (1) 一般競争入札 基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。 (2) 工事希望型競争入札 基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札と

して競争契約入札心得（「競争契約入札心得について」（平成 24 年 3 月 19 日国官会第 3170 号、国地契第 90 号、国北予第 35 号）の別紙をいう。以下同じ。）第 6 条第 1 項第 1 1 号に基づき、無効として取り扱うものとする。<u>なお、入札書提出締切以降に基準に該当する事実が発生した場合、基準該当者が提出した入札書は無効とはならないものとする。</u> （3）工事希望型以外の指名競争入札 基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第 6 条第 1 項第 1 1 号に基づき、無効として取り扱うものとする。<u>なお、入札書提出締切以降に基準に該当する事実が発生した場合、基準該当者が提出した入札書は無効とはならないものとする。</u> また、（1）から（3）において、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全ての<u>基準該当者が入札を辞退した場合</u>には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。 <u>附 則（令和 8 年 9 月 2 日）</u> <u>1. 本通達は、令和 8 年 10 月 1 日以後に入札手続を開始する工事について適用する。</u>	して競争契約入札心得（「競争契約入札心得について」（平成 24 年 3 月 19 日国官会第 3170 号、国地契第 90 号、国北予第 35 号）の別紙をいう。以下同じ。）第 6 条第 1 項第 1 1 号に基づき、無効として取り扱うものとする。 （3）工事希望型以外の指名競争入札 基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第 6 条第 1 項第 1 1 号に基づき、無効として取り扱うものとする。 ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。
---	---

（建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等についての一部改正）

- 3 「建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等について」（平成 27 年 3 月 6 日付け国地契第 92 号）の一部を次のように改正する。

新	旧
4. 基準に該当する場合の取扱い (1) 公募型競争入札等 基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得(「競争契約入札心得について」(平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号)の別紙をいう。以下同じ。)第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。<u>なお、入札書提出締切以降に基準に該当する事実が発生した場合、基準該当者が提出した入札書は無効とはならないものとする。</u> (2) 公募型競争入札等以外の指名競争入札 基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。<u>なお、入札書提出締切以降に基準に該当する事実が発生した場合、基準該当者が提出した入札書は無効とはならないものとする。</u> また、(1)及び(2)において、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全ての<u>基準該当者</u>が入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。 (3) (略) (4) 標準プロポーザル方式	4. 基準に該当する場合の取扱い (1) 公募型競争入札等 基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得(「競争契約入札心得について」(平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号)の別紙をいう。以下同じ。)第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。 (2) 公募型競争入札等以外の指名競争入札 基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。 ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。 (3) (略) (4) 標準プロポーザル方式

基準該当者の提出した技術提案書を無効とする。 また、（３）及び（４）において、技術提案書の特定に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全ての基準該当者が参加を辞退した場合には、この限りではない。 附 則（令和８年９月２日） １．本通達は、令和８年１０月１日以後に入札手続又は選定手続を開始する建設コンサルタント業務等について適用する。	基準該当者の提出した技術提案書を無効とする。 ただし、技術提案書の特定に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが参加を辞退した場合には、この限りではない。
---	---